

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総 務 部  
行 政 局  
文 書 課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

証明書類の名称  
(特別徴収義務者が  
記載してください。)

- 学生証
- 運転免許証
- 精神障害者保健福祉手帳等
- その他 ( )

## 目 次

| 規 則                              |           | ページ |
|----------------------------------|-----------|-----|
| ○北海道税条例施行規則の一部を改正する規則            | (税務課)     | 24  |
| ○家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則           | (畜産振興課)   | 24  |
| 告 示                              |           |     |
| ○道営土地改良事業計画の決定                   | (農業施設管理課) | 25  |
| ○土砂災害警戒区域の指定                     | (維持管理防災課) | 25  |
| ○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定         | (維持管理防災課) | 28  |
| ○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正 | (調達課)     | 31  |
| 道教育庁教育局告示                        |           |     |
| ○特定調達契約に係る入札の公告                  |           | 31  |
| ○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件)           |           | 33  |

## 規 則

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和3年2月9日  
北海道知事 鈴木直道

### 北海道規則第5号

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則  
北海道税条例施行規則(昭和29年北海道規則第98号)の一部を次のように改正する。  
別記第57号様式の2の3(表)中

「※ ゴルフ場利用税特別徴収義務者の確認欄

| 証明書類の名称 | 発 行 者 | 証 明 書 類 の 番 号 | 確 認 者 印 |
|---------|-------|---------------|---------|
|         |       |               |         |

を  
「 ゴルフ場利用税特別徴収義務者の確認欄

に改め、同様式(表)末尾欄外注意中3の事項を削り、4の事項を3の事項とする。

### 附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道税条例施行規則別記第57号様式の2の3の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道税条例施行規則別記第57号様式の2の3の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月9日

北海道知事 鈴木直道

### 北海道規則第6号

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則  
家畜改良増殖法施行細則(昭和26年北海道規則第27号)の一部を次のように改正する。  
第14条を次のように改める。

(家畜人工授精所の開設の許可証)

第14条 省令第33条に規定する許可証は、別記第4号様式によるものとする。

別記第4号様式を次のように改める。

#### 別記第4号様式(第14条関係)

管理番号：第 号

#### 家畜人工授精所開設許可証

- 家畜人工授精所の開設者の氏名又は名称及び住所
- 家畜人工授精所の名称及び所在地
- 家畜の種類及びその業務の別

家畜改良増殖法第24条の規定により、家畜人工授精所の開設を許可します。  
年 月 日

(日本産業規格A4)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の家畜改良増殖法施行細則別記第4号様式の家畜人工授精所開設許可証でその効力を有するものが知事が別に定める書類と併せて家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第34条の規定により家畜人工授精所に備え置かれている場合は、これらをもってこの規則による改正後の家畜改良増殖法施行細則別記第4号様式の許可証とみなす。

告 示

北海道告示第93号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、道営土地改良（川西第2地区（農業用排水施設））事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、北海道胆振総合振興局に備え置いて、令和3年2月10日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年2月9日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第94号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和3年2月9日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
小谷石（2-2-125）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
上磯郡知内町字小谷石、字涌元（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
地滑り
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
福島二の沢川（Ⅲ-22-001）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
松前郡福島町字福島（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
福島三の沢川（Ⅲ-22-002）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
松前郡福島町字福島（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
福島一の沢川（Ⅲ-22-003）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
松前郡福島町字福島（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
池の袋一の沢川（Ⅲ-22-004）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
松前郡福島町字三岳（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
若松の沢（Ⅱ-23-0110）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
山越郡長万部町字国縫、字花岡（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
村上の沢（Ⅱ-26-0720）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示

|  |   |
|--|---|
| <p>瀬棚郡今金町字白石（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>土石流</p> <p>8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号<br/>石川の沢（Ⅱ-26-0740）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示<br/>瀬棚郡今金町字白石（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>土石流</p> <p>9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号<br/>トマンケシナイ2の沢（Ⅱ-26-1230）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示<br/>瀬棚郡今金町字神丘（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>土石流</p> <p>10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号<br/>住吉(1)（2-19-142）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示<br/>瀬棚郡今金町字住吉、字中里（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>地滑り</p> <p>11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号<br/>住吉(2)（2-20-143）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示<br/>瀬棚郡今金町字住吉（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>地滑り</p> <p>12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号<br/>花石トンネル（2-21-144）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示<br/>瀬棚郡今金町字宮島、字住吉（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>地滑り</p> <p>13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号<br/>ラント川（Ⅰ-25-0190）</p> | <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示<br/>奥尻郡奥尻町字松江（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>土石流</p> <p>14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号<br/>奥尻町-3（〈5〉-2-367-3）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示<br/>奥尻郡奥尻町字稲穂（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>地滑り</p> <p>15(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号<br/>豊幌川左沢川（Ⅱ-71-0420）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示<br/>網走郡美幌町字豊幌（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>土石流</p> <p>16(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号<br/>豊幌右の沢川（Ⅱ-71-0430）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示<br/>網走郡美幌町字登栄（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>土石流</p> <p>17(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号<br/>美和の沢川（Ⅱ-71-0870）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示<br/>網走郡美幌町字美和（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>土石流</p> <p>18(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号<br/>美和1の沢川（Ⅱ-71-0880）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示<br/>網走郡美幌町字美和（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>土石流</p> <p>19(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号</p> |
|--|---|

|   |  |
|---|--|
| <p>三十九号左の沢（Ⅰ－71－0950）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示<br/>網走郡美幌町字美禽（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>土石流</p> <p>20(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号<br/>木禽川の沢川（Ⅱ－71－0970）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示<br/>網走郡美幌町字豊岡（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>土石流</p> <p>21(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号<br/>木禽3の沢川（Ⅱ－71－0990）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示<br/>網走郡美幌町字豊岡（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>土石流</p> <p>22(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号<br/>木禽川上の沢川（Ⅱ－71－1000）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示<br/>網走郡美幌町字豊岡（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>土石流</p> <p>23(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号<br/>木禽川左股川（Ⅱ－71－1010）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示<br/>網走郡美幌町字豊岡（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>土石流</p> <p>24(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号<br/>木禽川右股川（Ⅱ－71－1020）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示<br/>網走郡美幌町字豊岡（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>土石流</p> | <p>25(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号<br/>木禽川4の沢川（Ⅱ－71－1030）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示<br/>網走郡美幌町字豊岡（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>土石流</p> <p>26(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号<br/>豊仲右2の沢川（Ⅱ－71－1040）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示<br/>網走郡美幌町字豊岡（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>土石流</p> <p>27(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号<br/>高野沢川（Ⅱ－71－1080）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示<br/>網走郡美幌町字高野（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>土石流</p> <p>28(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号<br/>美和(2)（7－2－380）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示<br/>網走郡美幌町字美和（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>地滑り</p> <p>29(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号<br/>栄森(1)（7－3－381）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示<br/>網走郡美幌町字栄森（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>地滑り</p> <p>30(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号<br/>栄森(2)（7－4－382）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示<br/>網走郡美幌町字栄森（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</p> |
|---|--|

|   |   |
|---|---|
| <p>地滑り</p> <p>31(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号<br/>640番沢（Ⅱ-71-1480）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示<br/>網走郡美幌町字栄森（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>土石流</p> <p>32(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号<br/>76Aの沢（Ⅲ-71-007）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示<br/>網走郡美幌町字美和、字栄森（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>土石流</p> <p>33(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号<br/>石川沢第1（Ⅲ-71-008）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示<br/>網走郡美幌町字美和、字栄森（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>土石流</p> <p>34(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号<br/>石川沢第2（Ⅲ-71-009）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示<br/>網走郡美幌町字美和、字栄森（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>土石流</p> <p>35(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号<br/>田村四番沢（Ⅲ-71-010）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示<br/>網走郡美幌町字栄森（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>土石流</p> <p>（「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>北海道告示第95号</p> | <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。</p> <p>令和3年2月9日</p> <p style="text-align: right;">北海道知事 鈴木直道</p> <p>1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>知内中ノ川1（Ⅱ-2-151-934）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>上磯郡知内町字中ノ川（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>福島三岳3（Ⅲ-2-42-423）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>松前郡福島町字三岳（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>福島福島3（Ⅲ-2-43-424）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>松前郡福島町字福島（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>福島福島4（Ⅲ-2-44-425）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>松前郡福島町字福島（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> |
|---|---|

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
トンネル上の沢（Ⅰ-22-0310）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
松前郡福島町字宮歌（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
長万部大峯（Ⅰ-2-359-1397）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
山越郡長万部町字大峯（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
長万部中ノ沢（Ⅱ-2-255-1038）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
山越郡長万部町字中ノ沢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
今金金原2（Ⅱ-2-386-1169）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
瀬棚郡今金町字金原（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

- 今金豊田（Ⅱ-2-388-1171）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
瀬棚郡今金町字豊田（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
今金今金4（Ⅲ-2-97-478）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
瀬棚郡今金町字今金、字御影（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
日置の沢（Ⅱ-26-0530）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
瀬棚郡今金町字金原（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
奥尻松江2-(1)（Ⅱ-2-320-1103）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
奥尻郡奥尻町字松江（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
奥尻松江2-(2)（Ⅱ-2-321-1104）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
奥尻郡奥尻町字松江（次の図のとおり）

|   |   |
|---|---|
| <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>奥尻松江4 (I-2-511-1549)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>奥尻郡奥尻町字松江 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>奥尻松江5 (II-2-322-1105)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>奥尻郡奥尻町字松江 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>佐々木の沢川 (II-25-0200)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>奥尻郡奥尻町字松江 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>美幌豊岡 (I-7-49-2543)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>網走郡美幌町字豊岡 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項</p> | <p>次の図のとおり</p> <p>18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>美幌美富1 (I-7-50-2544)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>網走郡美幌町字美富 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>美幌美富2 (I-7-51-2545)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>網走郡美幌町字美富 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>美幌美富3 (I-7-52-2546)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>網走郡美幌町字美富 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>美幌美富2 (II-7-61-1908)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>網走郡美幌町字美富 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>美幌昭野1 (II-7-65-1912)</p> |
|---|---|

|   |   |            |            |            |  |  |          |
|---|---|------------|------------|------------|--|--|----------|
| <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>網走郡美幌町字昭野（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>美幌昭野2（Ⅱ-7-66-1913）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>網走郡美幌町字昭野（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>美幌美富4（Ⅱ-7-68-1915）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>網走郡美幌町字美富（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>木禽川右下の沢川（Ⅱ-71-0940）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>網走郡美幌町字高野（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>美幌高野（Ⅱ-7-161-2007）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>網走郡美幌町字高野（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</p> | <p>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>美幌東4条南5丁目（Ⅱ-7-162-2008）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>網走郡美幌町字東4条南4丁目、字東4条南5丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>美幌青山北9番地（Ⅱ-7-163-2009）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>網走郡美幌町字青山北（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>（「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）</p> <hr/> <p><b>北海道告示第96号</b><br/>昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。<br/>令和3年2月9日</p> <p style="text-align: right;">北海道知事 鈴木直道</p> <p>2 売りさばき人の項渡島信用金庫の事項を次のように改める。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">渡島信用金庫</td> <td style="width: 33%;">昭和36. 5.17</td> <td style="width: 33%;">渡島信用金庫鹿部支店</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">同 新せたな支店</td> </tr> </table> <hr/> <p style="text-align: center;"><b>道 教 育 庁 教 育 局 告 示</b></p> <hr/> <p><b>北海道教育庁空知教育局告示第3号</b><br/>次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。</p> | 渡島信用金庫     | 昭和36. 5.17 | 渡島信用金庫鹿部支店 |  |  | 同 新せたな支店 |
| 渡島信用金庫  | 昭和36. 5.17  | 渡島信用金庫鹿部支店 |            |            |  |  |          |
|   |   | 同 新せたな支店   |            |            |  |  |          |

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年2月9日

北海道教育庁空知教育局長 藤村 誠

### 1 入札に付する事項

#### (1) 調達をする物品等の名称及び数量

##### ア 調達をする物品等の名称

複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル及び用紙を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

##### イ 調達台数及び調達予定枚数

(ア) 11台及び1月当たり 131,403枚

(イ) 1台及び1月当たり 54,284枚

(ア)及び(イ)については、それぞれの入札とする。

#### (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

#### (3) 契約期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

#### (4) 納入場所 入札説明書による。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

#### (1) 令和2年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。

#### (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

#### (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

#### (4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

#### (5) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

### 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和3年2月9日（火）から同月25日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目  
北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

### 4 契約条項を示す場所

北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室

### 5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 岩見沢市8条西5丁目 空知合同庁舎5階第2会議室（送付による場合は、郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 令和3年3月4日（木）午後2時（送付による場合は、同月3日（水）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

### 6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

### 7 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

### 8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁空知教育局のホームページ（<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/stk/nyuusatunokokuji.htm>）においてダウンロードすることができる。

### 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（調達台数の1月当たりの基本料金の入札金額（単価）及び1枚当たりの複写料金の入札金額（単価）に1月当たりの調達

予定枚数を乗じて得た額の合計額)が最低である者を落札者とする。

なお、1枚当たりの入札金額(単価)に1円未満の計算単位である銭(円の100分の1をいう。)を用いても差し支えない。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目
- (3) 電話番号 0126-20-0142

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Lease of copying machine 11 sets
- b Lease of copying machine 1 set

B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., March 4, 2021

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 3, 2021)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Sorachi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 8-jo Nishi 5-chome, Iwamizawa, Hokkaido 068-8550 Japan  
Phone : 0126-20-0142

北海道教育庁渡島教育局告示第8号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和3年2月9日

北海道教育庁渡島教育局長 谷垣 朗

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

ノート型パーソナルコンピュータ (A地区) 一式 38台分

2 随意契約の相手を決定した日

令和2年12月25日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏名 大丸株式会社
- (2) 住所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地

4 随意契約に係る契約金額

6,917,900円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

北海道教育庁渡島教育局告示第9号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和3年2月9日

北海道教育庁渡島教育局長 谷垣 朗

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1)ア ノート型パーソナルコンピュータ (B地区) 一式 17台分
- イ デスクトップ型パーソナルコンピュータ (B地区) 一式 1台分
- (2) タブレット型パーソナルコンピュータ (C地区) 一式 25台分
- (3) タブレット型パーソナルコンピュータ (D地区) 一式 13台分

2 落札を決定した日

令和2年12月25日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)
  - ア 氏名 株式会社サンテックス
  - イ 住所 函館市川原町7番5号
- (2) 1の(2)及び(3)
  - ア 氏名 株式会社エスイーシー
  - イ 住所 函館市末広町22番1号

4 落札金額

- (1) 1,815,000円
- (2) 1,752,000円
- (3) 582,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和2年12月8日付け北海道教育庁渡島教育局告示第91号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
  - (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号
-